

**都市計画**

**菊陽町定住促進補助金制度を  
制定しました**

都市計画課 都市計画係 ☎(232)4927

町は、菊陽南小学校区(戸次、馬場楠、曲手、辛川、井口、道明)への子育て世帯の定住を促進するため、対象期間中、新たに対象地区内に転入または転居し、3年以上継続して居住する人に補助金を交付します。

- 対象期間 今年4月1日～平成30年9月30日
- 対象地区 菊陽南小学校区(戸次、馬場楠、曲手、辛川、井口、道明)
- 対象者(次の全てを満たす人)
  - ・対象期間中、対象地区内に転入、または転居し、3年以上居住する人

- 新たに住宅を新築、または購入し、小学生以下の3親等以内の扶養親族か妊娠中の2親等以内の親族と同居する人(住宅を新築、または購入せずに転入、または転居する場合は、小学生以下の3親等以内の扶養親族と同居する人)
- ・申請者と小学生以下の扶養親族と妊娠中の親族が、過去3年以上対象地区外に住所がある人 など

- 補助金額
  - ①住宅を新築した人 100万円
  - 中古住宅を購入した人 50万円
  - ②①の人の加算金 小学生以下の扶養親族1人当たり20万円

- ③①以外の転入(転居)した人 小学生以下の扶養親族1人当たり10万円
- 補助金の支給時期
  - ・交付決定日から3カ月以内
  - ①の半額+②の全額、③の全額
  - ・交付決定日から3年後
  - ①の残り半額

- 申請方法
    - 住宅を新築(購入)した日(③)の人は転入(転居)した日)から6カ月以内に必要書類を提出してください。
    - 必要書類
      - ・申請書、誓約書
      - ・転入か転居後の住民票謄本(続柄記載)
      - ・申請者と小学生以下の扶養親族と妊娠中の親族の戸籍の附票
      - ・世帯全員の前年度の納税証明書
      - ・その他対象要件を証明する書類
      - ・母子健康手帳の写し、建築請負契約書(売買契約書)の写し、建物登記事項証明書など
- ※詳しくは、お問い合わせください。

**公共交通**

**菊陽町巡回バス  
ルート・ダイヤ改正と出発式を行います**

総合政策課 総合政策係 ☎(232)2112

菊陽町巡回バスは10月1日、ルートとダイヤを改正します。新しいルートとダイヤは、各地区囑託員を通じて、順次ご家庭に配布しています。

**ルート・ダイヤ改正の特徴**

さんふれあ・図書館までのルートができるだけ直行させて、乗車時間を短縮しました。また、役場をはじめ主な商業・医療施設への行き帰りを確保しました。さらに、新しいバス停も設置しています。

**回数券の導入**

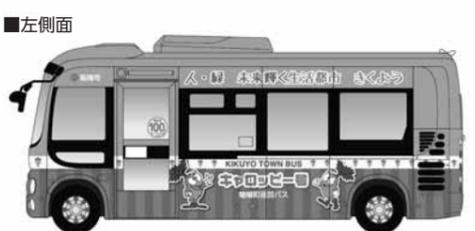
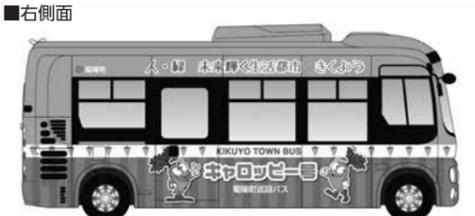
6枚つづり500円の回数券を巡回バス車内で販売します。ご利用が多いほどお得に乗車できます。

**「マイ時刻表」を作成します**

自分が行きたい目的地と時間に合わせた「あなただけの最適な時刻表」を作るサービスです。総合政策課へ電話するかご来庁ください。無料で作成します。

**出発式を行います**

10月1日(火)午前8時から役場で出発式を行いますので、ぜひご参加ください。また、当日乗車する人には記念グッズを配布します。



▲新しい巡回バスのデザイン

**平山・山鹿温泉号/光の森号  
10月1日から運行開始**

菊陽町から阿蘇くまもと空港と山鹿・平山温泉への直行バスが運行します。光の森駅～空港 1日12往復(片道400円)、光の森駅～山鹿・平山温泉 1日4往復(片道1,000円)。ぜひご利用ください。

■問い合わせ  
産交バス大津営業所 ☎(293)3151

**介護用品などの購入費を助成します ～在宅で高齢者を介護している同居家族の人へ～**

町では、日常生活で重度の要介護状態にある高齢者を在宅で常時介護している家族の精神的・経済的負担を軽減するため、次の2つの事業を実施しています。今年度申請していない人で、対象要件に当てはまり、受給を希望する人はお問い合わせください。対象者は、在宅で介護している同居家族に限ります。

**介護用品購入費助成事業**

- 助成対象者(対象要件)
  - 介護保険の要介護認定で、要介護3・4・5と判定され、紙オムツなどの助成対象用品が必要と認められた在宅高齢者を介護している同居家族
- 助成対象用品
  - 紙オムツ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー
- 助成額 月額6,250円を限度に助成します
- 申込期間 随時
- 注意事項
  - ・助成は受給資格認定申請をした日の属する月の翌月から受給対象となります。
  - ・入院(入所)期間中は助成対象外となります。

**家族介護者手当事業**

- 助成対象者(対象要件)
  - 次の全てに当てはまる人を介護している同居家族
- ①平成25年4月1日(基準日)現在、本町に居住し住民基本台帳に記載されている人
- ②平成24年4月1日～平成25年3月31日の間、施設介護サービスを受けず、医療保険による入院が90日未満の人(居宅介護サービスのショートステイの利用が90日未満の人)
- ③介護保険の要介護認定で、平成24年4月1日～平成25年3月31日の間、要介護4または5と判定されていた人
- 支給額 1世帯当たり10万円
- 申込期限 10月31日(木)
- 問い合わせ 介護保険課 介護保険係 ☎(232)2508

**障害基礎年金をご存じですか**

障害基礎年金は、病気やけがで障がいの状態になったとき受けることができる年金です。

■こんなとき受けることができます

- ①国民年金の被保険者期間中に初めて受診した病気やけがが原因で一定の障がい状態になったとき
- ②被保険者の資格を失ったあと、60歳以上65歳未満で、日本国内に住所がある人が一定の障がい状態になったとき
- ③20歳前に初めて受診した病気やけがで、一定の障がい状態になったとき

■受給要件

- ①②の場合
  - 障害認定日に、国民年金法で定められた「1級」か「2級」の障がいであること
  - 初診日の属する月の前々月までに、保険料を納めた期間(厚生年金加入期間等を含む)と免除期間(若年者納付猶予期間・学生納付特例期間を含む)を合算した期間が、加入期間の3分の2以上であること
  - ※初診日が平成28年3月31日までのときは、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納期間が

なければ、3分の2以上の要件を満たしていなくても受けることができます。

③の場合

- 障害認定日が20歳前にある場合は、20歳に達したときに障がいの程度が「1級」か「2級」であること
- 障害認定日が20歳以後にある場合は、障害認定日に障がいの程度が「1級」か「2級」であること

■障害認定日とは

- 障がいの原因となった傷病の初診日から1年6カ月経過した日を原則として障害認定日といいます。それ以前に症状が固定したときはその日になります。
- 症状が一進一退するような障がいの場合、1年6カ月経過した日に障害等級表に当てはまっていなくても、その後65歳までの間に当てはまれば、障害基礎年金が請求できます。その場合、老齢基礎年金の繰上げ請求をしていないことが条件です。

■問い合わせ

町民課 年金係 ☎(232)4914